

No.	項目	質問項目	回答
1	4. システム要件 (1)機能要件に関すること	「また①（中略）また契約後に、情報伝達の即応性の向上のため、既設の本県河川情報システムより水位データの受信・登録を検討する。」に関して、「契約後に」と示される項目のうち「実施する場合は変更契約の対象とする。」と示されています。「既設の本県河川情報システムより水位データの受信・登録を検討する。」項目は、当初契約に含み、設計変更の対象ではなく、本業務の見積対象項目となる理解でよいとお尋ねします。	お見込みのとおりで問題ありません。
2	4. システム要件 (1)機能要件に関すること	「④本県対象海岸について、メール等で受信した情報から自動的に高潮氾濫発生情報、高潮水防警報の案をPDFで作成」する項目について、メール等で受信する内容がXMLやJSONなど構造化された情報であるか、平文のテキストであるか、PDF等の画像情報であるかにより、業務工数が大幅に異なります。 見積作成のため、「メール等」の部分について情報内容を例示いただけませんか。	メール等で受信する内容は「テキスト」となります。 以下に例を示します。 「件名」 防災みえ 高潮氾濫発生情報 伊勢湾沿岸（津市、松阪市、明和町、伊勢市、玉城町） 「本文」 〇〇年〇月〇日 〇〇:〇〇 伊勢湾沿岸（津市、松阪市、明和町、伊勢市、玉城町）で、高潮氾濫発生情報が発表されました。 詳細は、以下からご確認ください。 https://～ 高潮氾濫発生情報の説明は、 https://～ メール配信サービスの登録・変更・配信停止はこちら （スマホ版、パソコン版） https://～ （携帯版） http://～ ※このメールは送信専用アドレスから配信しています。返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。
3	4. システム要件 (1)機能要件に関すること	「⑤国土交通省の洪水予警報システムからの情報を当システムに自動で取り込む」項目について、国土交通省システムからの情報がオンラインで提供されるHTMLやJSONなど構造化された情報であるか、平文のテキストであるかにより、業務工数が大幅に異なります。 見積作成のため、国土交通省の洪水予警報システムから三重県に提供される情報について受信方法、受信内容に関して例示いただけませんか。	メール等で受信する内容は「テキスト」となります。 以下に例を示します。 「件名」 氾濫注意情報 〇〇川水位到達情報第1号 「本文」 〇〇川氾濫注意情報 令和07年〇月〇日 〇時〇分 国土交通省 〇〇河川国道事務所 発表 (第1号) 【主文】 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】 〇〇川の〇〇基準観測所では、〇日〇時〇分頃に氾濫注意水位（〇m）に到達しました。 「水位」の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。 川の防災情報 水位到達情報画面 https://～ 水害リスクライン https://～ 浸水ナビ https://～
4	4. システム要件 (1)機能要件に関すること	「⑥道路管理者からの通行止めに関する情報を手動で取り込む」項目について、通行止めの情報は降雨量の規制に加え、災害、事故、工事によるものを含む想定であるかお尋ねします。	お見込みのとおりで問題ありません。